

就学時健康診断補助業務（看護師）仕様書

1 名称

就学時健康診断補助業務（看護師）

2 目的

各会場で実施する就学時健康診断を円滑に行うため、就学時健康診断の補助を行う人材の派遣を行うものである。

3 就業場所

別紙のとおり

4 就業日

令和7年10月1日～令和8年3月31日の間で本市が指定する日時

5 派遣時間

原則として3時間とする。ただし、本市が派遣時間の延長が必要であると認めたときは、派遣時間の延長を行うこと。

なお、派遣時間の延長は15分ごととし、その際の派遣料金は1時間当たりの単価に1/4を乗じた金額とする。

6 派遣人数

別紙のとおり。ただし、派遣人数は、令和7年9月1日時点の来年度入学予定者数に応じて変更することがある。

7 派遣労働者の選任等

- (1) 看護師資格（正看護師）を有していること。ただし、1日の看護師派遣人数が多数となり、正看護師の配置が困難な場合のみ、本市の承認を得た上で一部准看護師の派遣を可とする。
- (2) 幼児の対応に慣れた者で、業務内容を十分に理解し業務を遂行できる者を選任すること。
なお、業務時において派遣労働者の業務能力が著しく低く、業務の目的を達し得ないと本市が判断した場合は、派遣労働者の交代を派遣元に通知する。この場合において派遣元は、直ちに派遣労働者の交代を行い、業務に支障が生じないようにすること。
- (3) 可能な範囲で同一者を派遣できるよう派遣労働者の選任において配慮すること。
- (4) 派遣元は、派遣契約締結後、速やかに派遣労働者名簿を作成し、学校保健体育課へ提出すること。
- (5) 派遣元は、選任した派遣労働者に対し、事前に健康診断票の記入方法について別紙様式を参考に周知しておくこと。

8 業務内容

- (1) 準備

- ・ 学校長に会場設営前に挨拶に行く。
- ・ 各学校の指示に従い会場設営を行う。
- ・ 健康診断票の記録の仕方等について学校医へ確認を行う。（検診記録係）

(2) 受付

- ・ 靴を履き替えさせ、下靴は持参した袋等に入れ、会場に持って入らせる。
- ・ 健康診断票の『問診項目』（別紙様式）の指定された健診項目に記載漏れがないか確認し、受付番号を記入する。
- ・ の該当箇所の選択もれや記載もれがある場合は、保護者に該当項目を記入させること。（健康診断票・問診表を持参していない場合は、予備の用紙にて記入）
- ・ 受付順に番号札等を渡す。
- ・ 検診を終了した就学児の保護者から番号札を回収する。
- ・ 検診を終了した就学児の保護者から健康診断票を回収し、健康診断票と結果通知票を切り離し、結果通知票のみを保護者に返却する。その際、検診結果等に記載漏れがないか確認し、必要に応じて検診記録係に確認し記入の上、返却する。

(3) 誘導

- ・ 検診が滞りなく行えるように、就学児及び保護者を誘導する。

(4) 内科検診補助

- ・ 就学児及び保護者を誘導する。
- ・ 保護者から健康診断票を受け取り、問診項目を学校医に見せる。
- ・ 学校医による検診結果及び所見等を、健康診断票（結果通知票を含む）に記入する。
- ・ 学校医が「その他〇〇疾患」と診断した場合は、必要に応じて具体の疾病名を健康診断票及び結果通知票に記入すること。
- ・ 上記学校医による診断結果を記入した健康診断票を保護者へ返却する。

(5) 視力検査及び聴力検査の実施

- ・ <<視力検査>>
- ・ 視力検査器を使用する。
- ・ 0.7の指標で1方向を見させ、正しく判別できれば1.0について検査を行い、判別できなければ0.7、0.3について検査を行う。
- ・ <<聴力検査>>
- ・ オーディオメータを使用する。
- ・ 1000Hz（30dB）、4000Hz（25dB）で応答の有無を確かめる。

(6) 検査結果の記録

検査結果を「就学時健康診断票」及び「就学時健康診断結果通知票」に記載し保護者へ通知する。

(7) 検診器具等の消毒

(8) 片付け

- ・ 物品等を元の位置に戻す。
- ・ 健康診断票・問診票は、受検者数と書類の枚数を報告の上、会場責任者（学校教職員）へ直接渡す。
- ・ 使用済みアルコール綿と使用済み手袋を入れたゴミ袋の廃棄方法を確認し、適切に廃棄する。

9 服務規律等

派遣元は、派遣労働者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 服装は、業務に支障がなく市民に不快感を与えない清潔な服装をし、業務中は派遣元が用意する名札等を着用すること。
- (2) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。
- (3) 職務の遂行を怠らないこと。
- (4) 保護者や幼児には、礼儀正しく親切丁寧に應對し、業務中の言動に注意し、不快感を与えないこと。

10 業務責任者

- (1) 派遣元は、本業務の責任者を選任し、本市の承認を得ること。責任者に変更がある時は、速やかに本市へ連絡し承認を得ること。
- (2) 本業務の責任者は、就学时健康診断実施日において、常に所在を明らかにし、常に本業務の指揮命令者・派遣先責任者と連絡が取れるようにすること。
- (3) 本業務の責任者は、本仕様書に沿って本業務が行われているか、また、問題箇所がないかを監視し、必要があれば速やかに指揮命令者・派遣先責任者に報告し、指示を受けること。

11 指揮命令者等

指揮命令者	各小学校の学校長
指揮命令補助者	各小学校の教頭

12 派遣先責任者等

派遣先責任者	堺市教育委員会事務局	学校教育部	学校保健体育課長
派遣先苦情担当者	堺市教育委員会事務局	学校教育部	学校保健体育課長

13 契約金額

交通費や派遣元事業者として必要な諸経費等を含み、単価契約とする。

14 その他の事項

- (1) 派遣労働者の交通手段は、公共交通機関を利用するものとする。
- (2) 学級閉鎖等により、就学时健康診断の日程が延期となった場合は、後日再度就学时健康診

断を行うため、当初実施日の派遣料金については支払い（派遣契約書第 5 条第 2 項は適用しない。）をしないものとする。

- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要の都度、本市と派遣元で協議を行い決定するものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。